

戦中の特別手続き正当!?

次々と事業認可

約七十年前に計画決定した東京都内の都市計画道路が、「特定整備路線」として相次いで事業認可された。決定は戦時中の特例による手続きに従つていて、当時の図面は残されていない。

東京都や国土交通省は、正当な手続きだと説明しているが、地元住民らは、終戦直後の「古文書」のようないい計画を強引に進めることに反発している。

(篠ヶ瀬祐司)

計画通りなら、多くの家屋が移転や建て替えを余儀なくされる。〇四年の建築基準緩和を受けて建てられた三階建て住宅も例外ではない。

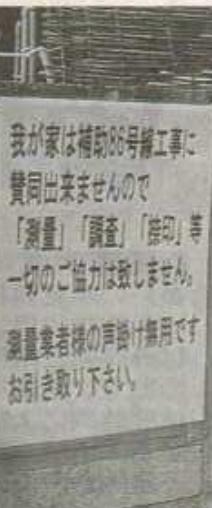
(二)を含めた都内二十八

力所、計約二十六キロの特定整備路線が、今年二月までに国土交通省の事業認可を受けた。特定整備路線とは、東

日本大震災を受けて都が打ち出した「木密地域不燃化十年プロジェクト」の一環で、木造住宅が多い地域に幅の広い道路をつくり、大規模災害時の延焼を防ぐことを目的とする。

計画に反対する複数の計

画地域住民が、一月十日に国交省担当者に対し、認可取り消しを訴えた。住民側



当初の図面なく住民「おかしい」

埼玉県に近い東京都北区の志茂一丁目。住宅地のあちこちに道路拡幅工事に反対する住民の張り紙が目立つ。地域内の幅五メートルの道路が特定整備路線に指定されており、二〇一〇年までに六百二十㍍にわたって幅二十㍍にする計画だ。

志茂地区にある補助86号線の拡幅予定地。工事への協力拒否を示す張り紙があちこちにある=東京都北区で



までの決定だ。旧都市計画法下であり、戦時中だった四三年の勅令「都市計画法及同法施行令臨時特例」によって内閣の認可が不要とされていた。住民らは「戦争終了後に、戦時中の勅令に沿つて手続きを進めたのはおかしい」と主張している。

住民側は、計画決定当時の図面がない点も納得がいかない。「『原図』がなければ、今回の特定整備路線が、当初計画通りか確認できぬ」というのだ。

図面はどうなっているのか。「こちら特報部」が東京都庁で、北区志茂一丁目周辺の図面の縦覧(閲覧)を求めるところ、都市計画図を見ることができた。「計画が決まった四六年当時のものではなく、その後の変更や地形の変化を反映させた、最新の図面」(街路計画課)との説明だった。

都の資料には、この道路が決まった四六年当時のものではなく、その後の変更や地形の変化を反映させた、最新の図面である。小池氏は「これらの道路が本当に必要だという意見で国交省が認可した例もある。小池氏は「これらの道路が本当に必要だという意見で国交省が認可した例も

は計画決定から七回変更したとある。これも検証を求めたが四七、五八年の変更では見つかなかった。国交省や都は「原図」が無効になるわけではない(都街路計画課)。住民と行政側の主張は平行線だ。両者の話し合いに同席した小池晃参院議員(共産)は「『古文書』のような決定を引っ張り出し、有無を言わせず進めようとしている。行政手続き上、重大な瑕疪がある」と行政の対応を批判する。

国交省提出の資料によるところ、東京都の事業認可申請後、週末を含めわずか六日間で国交省が認可した例もある。小池氏は「これらの道路が本当に必要だという説得して、あらためて計画をつくるべきではないか」と話している。